

I. 目的

枚方市立学校における部活動の受け皿として、枚方市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という）に認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

（1）枚方市地域クラブ活動の定義（案）

地域クラブの活動には、学校と連携して活動を行うことで、部活動の教育的意義を継承・発展させていくことを求めている。

【枚方市地域クラブの定義】

- ・学校部活動から地域展開をめざしたクラブであること
- ・学校と連携して、認定要項を踏まえた活動をすること
- ・目的、運営方法、活動内容等が記された規約等を作成すること
- ・勝利至上主義に陥ることなく、営利目的を主とした運営ではないこと

具体的には、「枚方市地域クラブ認定要件確認書」の要件を、全て満たした活動を行う地域のクラブを、枚方市地域クラブ活動として認定することとしている。

（2）市の認定を受けると……（案）

- ア 設立3年未満の団体は、大阪府中学校体育連盟主催の大会にエントリーすることができる。※
 - イ 市教委（学校）と協議し許可を得ることで、学校施設を利用して活動する
 - ウ 学校の新入生説明会や、新入生のオリエンテーション等で紹介する
 - エ 生徒の募集案内や、連絡等の文書を各学校に配布する
 - オ 市がホームページ等で地域クラブの紹介をする 等のことが行えます。
- ※各種大会の参加については、各競技団体の参加規定を確認する必要があります。

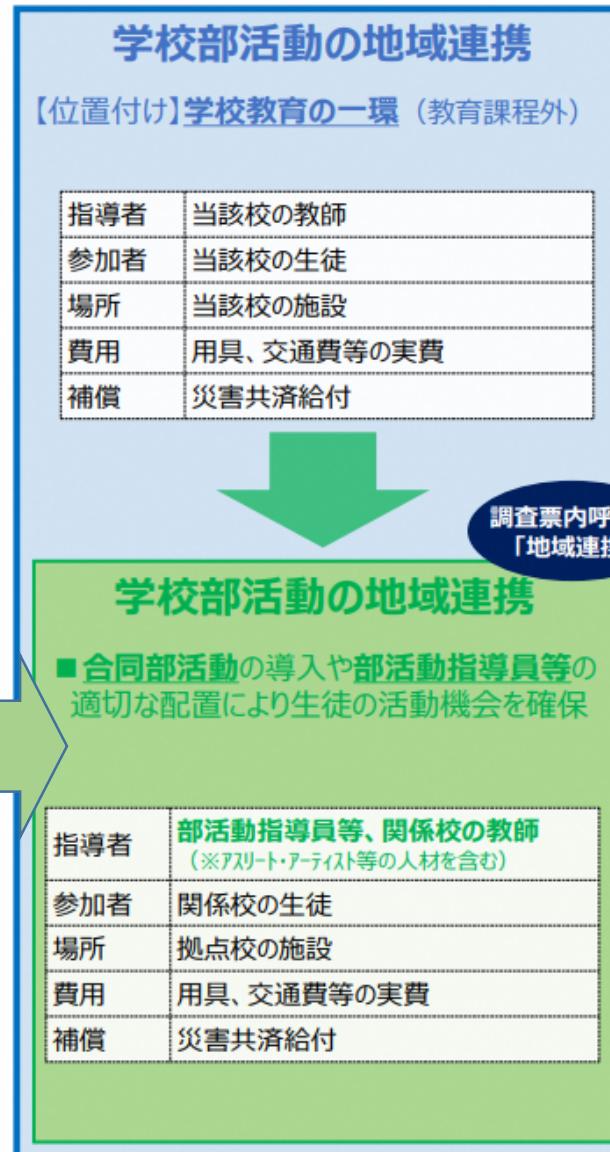
④型 市認定クラブとは

【資料2③】

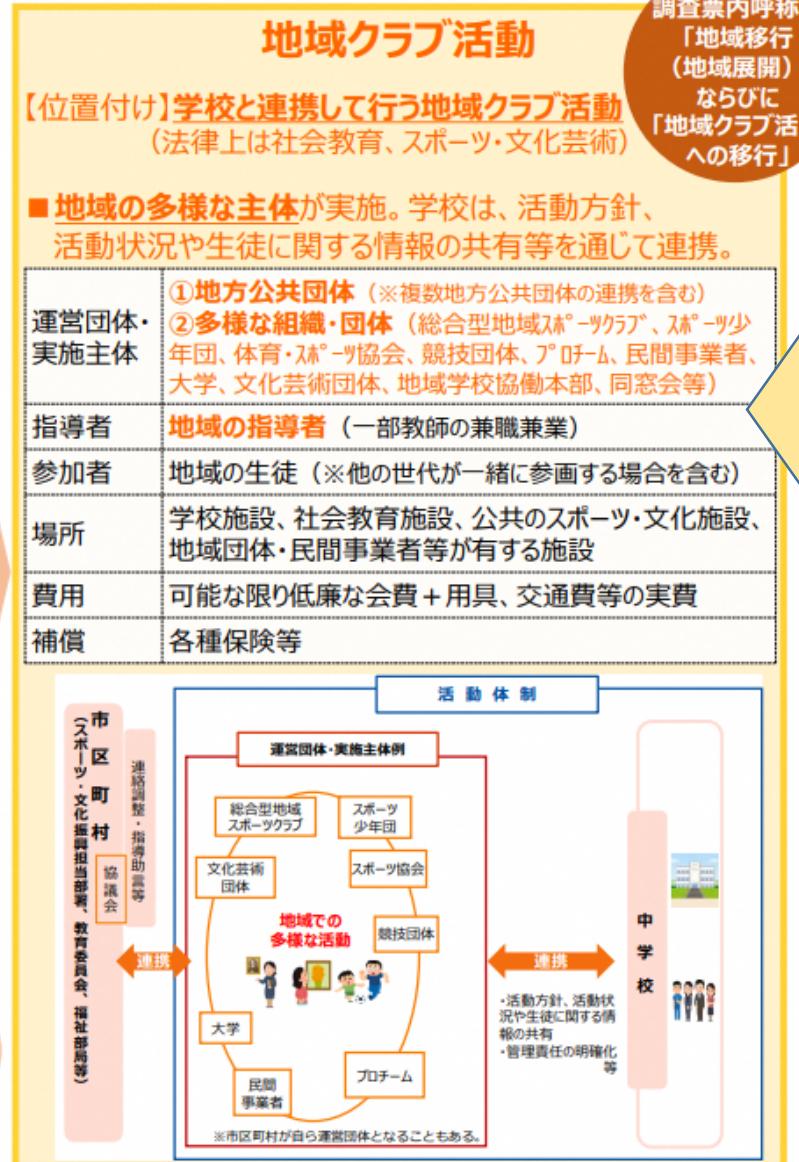
学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

【枚方市】

②型
学校部活動・地
域クラブ活動組
み合わせ型



地域の実情に
応じ、当面は併存



【枚方市】

- ①型 統括団体による運営型
- ③型 自由体験型
- ④型 市認定クラブ

(3) 認定の手順(案)

- ① クラブの責任者は、(様式2)「枚方市地域クラブ認定要件確認書(案)」の全ての認定要件を満たしていることを確認し、必要事項を記入する。



- ② クラブの責任者は、(様式2)「枚方市地域クラブ公認申請書」に必要事項を記入し、(様式1)「枚方市市地域クラブ認定要件確認書」、規約等の写し、保険加入書の写しを添付して、市教育委員会教育指導課へ提出する。



- ③ 市で記載内容をチェックし、認定要件を満たしていることを確認し、団体責任者とヒアリングを行う。



- ④ 市は申請団体を「枚方市地域クラブ」として認定する。